

社会保険 しまね

助け合い 生きる安心 社会保険

No.800

平成27年
11月号

P2 日本年金機構からのお知らせ

P3 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4 島根県社会保険協会からのお知らせ



年金制度における マイナンバーの取扱いについて

マイナンバー法が成立し平成28年1月から個人番号利用が始まりますが、日本年金機構における「個人番号利用」と「情報連携」は延期となりました。制度全体のスケジュール及び年金業務における導入スケジュールは以下のとおりです。



年度	制度全体のスケジュール		年金業務における導入スケジュール
平成27年度	平成27年 10月	個人番号の付番開始	相談・照会業務に個人番号利用開始 「個人番号の利用施行日(平成28年1月1日)から平成29年5月31日までの間において政令で定める日」までの間
	平成28年 1月	税分野等での個人番号利用開始	
平成28年度	平成29年 1月	国の機関との情報連携開始	国の機関及び地方公共団体との情報連携開始 「情報連携施行日(平成29年1月1日)から平成29年11月30日までの間において政令で定める日」までの間
平成29年度	平成29年 7月	地方公共団体等との情報連携開始	

★年金業務における個人番号利用については、利用開始時期が決定した後、改めてお知らせします。

日本年金機構の地域年金展開事業について お知らせします。

日本年金機構では公的年金制度の普及・啓発を目的とした「地域年金展開事業」を推進しています。「社会保険しまね」9月号において5つの事業を紹介しましたが、今回はその中の「地域連携事業」についてお知らせします。

「地域連携事業」は、自治体や企業、関係機関等での年金制度説明会やポスター・チラシの配付などの周知・広報活動を行う事業です。平成27年度の主な事業は以下のとおりです。

- ◆ 事業所向け広報誌及び市町村向け広報誌の定期発行による年金制度の周知・啓発
- ◆ 新規適用事業所の担当者及び社会保険事務を初めて担う事務担当者を対象とした事務説明会の実施
- ◆ 生活保護担当者が集う研修会で年金制度説明会を実施
- ◆ 県内各地で年金受給者向けの年金制度説明会を実施
- ◆ ケーブルテレビによる年金制度の周知・広報

年金相談の ご案内

2016
12月~1月

相談時間、注意事項は毎月の納入告知書に同封します「年金機構からのお知らせ」をご覧ください。

【手話による年金相談】

浜田年金事務所

毎月第4木曜日・第2土曜日

(土曜日は前週金曜日までに事前申込が必要です。)

地 区	会 場	相 談 日	
松江	仁多庁舎	12月 4日(金)	2016.1月 8日(金)
		12月18日(金)	2016.1月22日(金)
	横田庁舎	12月 2日(水)	2016.1月13日(水)
		12月 3日(木)	2016.1月14日(木)
	隠岐の島町	隠岐の島町ふれあいセンター	—
西ノ島町	黒木公民館	—	2016.1月28日(木)
出雲	大田市	12月 8日(火)	2016.1月12日(火)
		12月24日(木)	2016.1月28日(木)
浜田	益田市	益田市民学習センター※2	12月22日(火) 2016.1月26日(火)
	津和野町	津和野町日原公民館	12月18日(金) —
	吉賀町	六日市庁舎	— 2016.1月15日(金)

※1 大田市役所での年金相談は予約制です。詳しくは出雲年金事務所にご確認ください。

※2 益田市民学習センターでの年金相談は予約制です。詳しくは浜田年金事務所にご確認ください。

●お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

出産育児一時金について

加入者(被保険者・被扶養者)の方が出産されたとき、1児につき42万円(または40.4万円)が支給されます。

●**出産とは** 支給対象となる出産は、妊娠85日(4か月)以後の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます。

●**支給金額** 出産した医療機関等の産科医療補償制度への加入状況及び出産の妊娠経過週数により支給額が異なります。

		妊娠22週以降の出産	妊娠22週未満の出産
産科医療補償制度 (※)	加入	42万円	40.4万円
	未加入	40.4万円	

※産科医療補償制度とは分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合に子供とご家族の経済的負担を補償する制度として平成21年1月に創設されたものです。制度の加入状況等については、各医療機関にご確認ください。



手続き方法

出産育児一時金については、出産前に医療機関等との間で直接支払制度(※)の利用の有無について、合意文書を交わす必要があります。

※直接支払制度とは、出産費用に出産育児一時金を充てることのできるように、協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等へ直接支払う制度です。

1 直接支払制度を利用する場合

① 出産費用が42万円(または40.4万円)を超える場合

協会けんぽへの手続きは不要です。
出産育児一時金を超えた出産費用を医療機関等へお支払いください。

② 出産費用が42万円(または40.4万円)未満の場合

協会けんぽへの手続きが必要です。(出産育児一時金と出産費用の差額が支給されます)以下の書類を添付して「出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書」を提出してください。

なお、医療機関等から協会けんぽへの連絡により差額が判明した場合は、お名前等を印字した「差額申請書」を該当者へ送付しています。当該申請書にて出産育児一時金を申請される場合には、添付書類や出生に関する証明は不要です。

添付書類

1. 医療機関等から交付される直接支払制度にかかる代理契約に関する文書(合意文書)の写

※代理契約に関する文書には「代理契約を医療機関等と締結している旨」及び申請先となる「保険者名」が記載されています。

2. 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写

※領収・明細書には、医療機関等が支払機関へ提出する「専用請求書の内容と相違ない旨」の記載及び「産科医療補償制度の対象分娩を証明する所定の印」が押印されています(該当する場合のみ)。

※領収・明細書に「出産年月日」及び「出生児数」が記載されている場合は、出産育児一時金内払金支払依頼書の中の医療機関等による出生に関する証明を省略できます。ただし、死産の場合は省略できません。

2 直接支払制度を利用しない場合

以下の書類を添付のうえ「出産育児一時金支給申請書」を協会けんぽに提出してください。

添付書類

1. 医療機関等から交付される直接支払制度にかかる代理契約に関する文書(合意文書)の写

※代理契約に関する文書には「代理契約を医療機関等と締結しない旨」及び申請先となる「保険者名」が記載されています。

2. 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書の写

※「産科医療補償制度の対象分娩を証明する所定の印」が押印されています(該当する場合のみ)。

3. 申請書の所定欄に医師等による証明が受けられない場合は、出生が確認できる書類(戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、登録原票記載証明書等)。

※死産の場合は申請書に医師・助産師による「死産年月日」および「妊娠週数」の証明を受けて下さい。

● 手続きに関するお問い合わせ先

協会けんぽ島根支部業務グループ
☎0852-59-5144



募集 27年度実務研修のお知らせ及び受講者募集

社会保険協会が行う今年度の実務研修のうち、「社会保険実務基礎講座」は9月から来年1月の間、出雲・浜田の両会場で開講しています。第2弾、第3弾として次の実務研修を行いますので、受講を希望される方は下部の申込書に記入の上、FAXにより申し込んでください。

① 年金給付実務研修 定員35名

60歳以後の年金額調整の仕組み
(在職老齢年金、雇用保険との調整等)

会場 くにびきメッセ 401号室

- **研修テキスト** 当日配布
- **期日** 平成28年1月14日 13時30分～17時まで
- **講師** 金山社会保険労務士

② 社会保険実務研修 定員40名 (隠岐地区)

(適用関係〈算定基礎届除く〉、及び健康保険の給付実務)
27年度版「社会保険の事務手続」の解説(但し、P83まで)

会場 隠岐島文化会館

- **研修テキスト** 27年度版「社会保険の事務手続」を当日配布
- **期日** 平成28年2月16日(13時～17時)～
平成28年2月17日(9時～12時)
- **講師** 調整中

※いずれの研修も受講料等は無料、交通費などその他の経費は受講者の負担。
※会員事業所が優先で、先着順。(定員オーバーで受講できないときは、連絡します。)
※非会員事業所は、定員に達しないときのみ可。(電話でご照会ください)

社会保険協会実務研修受講申込書

氏名	受講する研修会場(いずれかに○印) くにびきメッセ・隠岐島文化会館	
事業所名	会員事業所ですか?(はい・いいえ)	
所在地		
連絡方法	TEL	FAX

お申し込みはFAXで 送信先FAX番号 0852-27-5068

島根県の状況 <確定版>

(平成27年7月末)

	厚生年金	健康保険	
適用事業所数	11,986 事業所	協会けんぽの統計数字は、公表が遅延しているため掲載できません。	
船舶所有者数	65 事業所		
被保険者数	男性		97,615 人
	女性		71,177 人
	坑内員		5 人
	船員	812 人	
被扶養者数	—		

厚生年金の受給権者数(27年7月末)	251,993人
年金額(27年7月末) (年金額には、基礎年金額、並びに停止額を含む)	2814億45百万円
健康保険の給付件数	事業所数等と同じ
健康保険の給付額	

※年金額・給付費は百万円未満切り捨て。

社会保険に関する
各種書類のダウンロードや、
最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>
 全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>
 島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね 通巻800号

発行者/(一財)島根県社会保険協会 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部

2015.11.10発行 ※次回の発行については平成28年1月を予定しています。